

青森県報

第三千六十四号

平成二十一年
三月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

総合保養地域の整備に関する基本構想の廃止……………	(市)	振興町	課	…	一	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高)	齢福	課	…	一	
保安林の指定施業要件の変更……………	(林)	政	課	…	二	
右 同……………	()	同	()	…	二	
右 同……………	()	同	()	…	二	
右 同……………	()	同	()	…	三	
右 同……………	()	同	()	…	三	
基本測量の終了……………	(監)	理	課	…	四	
道路の供用の開始……………	(道)	路	課	…	四	
廃川敷地等の公示……………	(河)	川砂防	課	…	四	
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(経)	理	課	…	五	
公 告						
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県)	民	生	活	…	六
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告……………	(文)	化	課	…	六	
右 同……………	()	同	()	…	六	
右 同……………	()	同	()	…	六	
肥料の登録……………	(食)	の安全・	安心推進	課	…	七
肥料登録の失効……………	()	同	()	…	七	

開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) ……七

収用委員会

収用及び使用の裁決手続開始の決定…………… (監 理 課) ……七

公示による通知…………… (同) ……八

告

示

青森県告示第百八十七号

総合保養地域の整備に関する基本構想（津軽岩木リゾート構想）を廃止することについて、平成二十一年三月二十三日に、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定による同意を得たので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第六項の規定により公表する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	名 称	所 在 地	廃 月 日 止
有限会社B IGサボ ト	有限会社B IGサボ ト	弘前市大字大浦 町五の一	訪問介護	有限会社B IGサボ ト小比内事 業所	有限会社B IGサボ ト	弘前市大字小比 内五丁目四の二	平成 三・一・三

青森県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢七 地先・七 九地先（以上二筆地先について

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字出戸字岡畑三七六、三七七、字棚沢七、七一、七九

七 地先・七 九地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八五の一地先・八八九地先・八九の一地先・八九一地先・八九九の一地先・九 一地先・九 二の一地先・九 二の二地先・一 五一の

一地先（以上九筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八五の一地主先・八八九地主先・八九の一地主先・八九一地主先・八九九の一地主先・九一地主先・九二の一地主先・九二の二地主先・一五一の一地主先（以上九筆地主先について次の図に示す部分に限る。）、淋代三丁目一

一 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字三沢字浜通八八五の一地主先・八八九地主先・八九の一地主先・八九一地主先・八九九の一地主先・九一地主先・九二の一地主先・九二の二地主先・一五一の一地主先（以上九筆地主先について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八九一地主先・一五五地主先（以上二筆地主先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八七地先・八八八地先・八九一地先・九二の一（以上四筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成二十年四月十六日から平成二十一年二月二十八日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月二十六日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 3 columns: 路線名 (豊川館岡線), 供用開始の区間 (つがる市木造館岡稲葉無番からつがる市木造館岡稲葉二四まで), 供用開始の日 (平成二〇一三年三月二十七日)

青森県告示第百九十七号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第14号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土木整備部河川砂防課及び中津地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系寺沢川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年三月二十七日

三 廃川敷地等の位置

弘前市大字新寺町二 一の四二地先、二 一の一九 の一部、二 一の三七の 一部

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 一七七・一六平方メートル

青森県告示第百九十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の 一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

八戸広域農業協同組合	八戸市大字尻内町
八戸広域農業協同組合上長支店	八戸市大字尻内町
八戸広域農業協同組合館支店	八戸市大字楯引
八戸広域農業協同組合市川支店	八戸市大字市川町
八戸広域農業協同組合豊崎支店	八戸市大字豊崎町
八戸広域農業協同組合下長支店	八戸市大字河原木
八戸広域農業協同組合是川支店	八戸市大字是川
八戸広域農業協同組合南郷支店	八戸市南郷区大字島守
八戸広域農業協同組合中沢出張所	八戸市南郷区大字市野沢
八戸広域農業協同組合階上支店	三戸郡階上町大字赤保内
八戸広域農業協同組合福地支店	三戸郡南部町大字苦米地
八戸農業協同組合	八戸市大字尻内町
八戸農業協同組合上長支店	八戸市大字尻内町
八戸農業協同組合館支店	八戸市大字楯引
八戸農業協同組合市川支店	八戸市大字市川町

を

に改め、

八戸農業協同組合豊崎支店	八戸市大字豊崎町
八戸農業協同組合下長支店	八戸市大字河原木
八戸農業協同組合是川支店	八戸市大字是川
八戸農業協同組合南郷支店	八戸市南郷区大字島守
八戸農業協同組合中沢出張所	八戸市南郷区大字市野沢
八戸農業協同組合三戸支店	三戸郡三戸町大字二日町
八戸農業協同組合斗川支店	三戸郡三戸町大字斗内
八戸農業協同組合五戸支店	三戸郡五戸町大字切谷内
八戸農業協同組合川内支店	三戸郡五戸町大字倉石中市
八戸農業協同組合倉石支店	三戸郡五戸町大字切谷内
八戸農業協同組合田子支店	三戸郡田子町大字田子
八戸農業協同組合福地支店	三戸郡南部町大字大向
八戸農業協同組合南部支店	三戸郡南部町大字大向
八戸農業協同組合名川支店	三戸郡南部町大字平
八戸農業協同組合階上支店	三戸郡階上町大字赤保内
八戸農業協同組合新郷支店	三戸郡新郷村大字戸来
まべち農業協同組合	三戸郡三戸町大字二日町
まべち農業協同組合斗川出張所	三戸郡三戸町大字斗内
まべち農業協同組合南部支店	三戸郡南部町大字大向
まべち農業協同組合名川支店	三戸郡南部町大字平
しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博労町
しんせい五戸農業協同組合川内支店	三戸郡五戸町大字切谷内
しんせい五戸農業協同組合倉石支店	三戸郡五戸町大字倉石中市
しんせい五戸農業協同組合新郷支店	三戸郡新郷村大字戸来
田子町農業協同組合	三戸郡田子町大字田子

を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十一年三月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおもりコリアネット
- 三 代表者の氏名
角 俊行
- 四 主たる事務所の所在地
青森市奥野四丁目一三の一八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県と韓国との間において、草の根からの交流促進を図るとともに、ソウル・青森線の利用促進その他経済交流の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年三月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田馬主協会

三 代表者の氏名

佐々木 敏雄

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字藤島字藤島六〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、十和田市及び周辺市町村民に対し、馬の飼育と愛護に関する普及啓発、馬文化の普及啓発に関する事業などを行なうことによつて、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十一年三月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みんなの架け橋
- 三 代表者の氏名
小笠原 多喜子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字古館字大柳八八の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、在宅で生活する高齢者の方々に対して、訪問介護等を実施する事に

より、誰もが地域で安全で、安心した生活を営み、ライフステージの全ての段階において人権が尊重され、生きがいを持った活動ができる社会を目指すことにより、福祉の向上に寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十一年三月六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六六号	肥料の 種類 加工家 畜糞	肥料の 名称 発酵鶏糞	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名 又は名称及び住所 日本ホワイトフ ィム株式会 社 上北郡横 浜町字林 尻一 二の一
----------------------	------------------------	-------------------	--	----------------------------	---

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三三九号	肥料の 種類 加工家 畜糞	肥料の 名称 発酵鶏糞	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名 又は名称及び住所 日本ホワイトフ ィム株式会 社 上北郡横 浜町字林 尻一 二の一
----------------------	------------------------	-------------------	--	----------------------------	---

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の 名称 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二〇七 の一、二〇七の三から二〇七の五まで、 二〇九の四、二一一の一、二二二の三 〇及び七九五の五	開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 八戸市北インター工業団地三丁目二 八〇 株式会社 ほくと
--	--

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十七日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
青森県

- 二 事業の種類
六戸都市計画道路事業 3・4・1号大落瀬金矢線

- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり

- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十一年三月十九日

別表1 収用しようとする土地

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとし、 明渡しを求める土地の面積(m ²)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮	54番6	畑	宅地	296	298.77	44.59

別表2 収用しようとする土地

氏名	住所
登記名義人(亡)田中一郎の法定相続人の全員又は一部の者 田中一美	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮66番地3
田中二郎	住所不明(平成19年4月24日職権消除) ただし、住民票上の最後の住所 宮城県多賀城市高橋4丁目2番12号 レオパレスリベール - 202
太田キヌエ	岩手県二戸市堀野字東側4番地1
新山シズエ	青森県上北郡六戸町大字折茂字下夕田13番地
田中みどり	青森県十和田市西六番町1番25-4号

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第四十六条第一項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第百四十一号)第六条第三項の規定によることができなないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十一年三月十七日

青森県収用委員会 平 田 田 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について(通知)
- 二 通知を受け取るべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成二十一年四月十四日をもって通知が終了したものとみなす。

別表

氏名	住所
(亡)田中一郎の法定相続人 田中二郎	住所不明(平成19年4月24日職権消除) ただし、住民票上の最後の住所 宮城県多賀城市高橋4丁目2番12号 レオパレスリベール - 202号

(発行所・発行人) 青森県報 一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二番地三丁目七番七号 東興印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二十五円一銭
------------------------------------	---	-----------------------------